

①	法的整理のような不利益を被らずに、債務整理を受けることができます。	
施策の概要		予算措置
○個人向け私的整理ガイドラインの適用 《概要》 法的整理のような不利益を被らずに、債務整理を受けることができます。		平成23年度 10.7億円(予備費) 0.2億円(3次補正) 平成24年度 6.8億円(当初)
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)
○「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用に当たり、手続きの支援などを行う運営委員会を設置(岩手支部、宮城支部、福島支部) ○「私的整理に関するガイドライン」に関する説明会(相談会)を各県において実施(今後の説明会(相談会)の日程は下記の「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」ウェブサイトにて順次更新(URL: http://www.kgl.or.jp/guideline/soudan.html))		○「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用に当たり、左記3支部の他、東京本部、青森支部、茨城支部及びコールセンターを設置(今後の説明会(相談会)の日程は下記の「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」ウェブサイトにて順次更新(URL: http://www.kgl.or.jp/guideline/soudan.html))
○一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」設立(平成23年8月1日) ○ガイドラインの解釈及び運用に関するQ&Aを公表((平成23年8月1日) ○ガイドラインによる債権放棄について原則として課税関係が生じないことをガイドライン運営委員会から国税庁に確認済((平成23年8月16日) ○被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助((平成23年8月19日、予備費10.7億円の使用を閣議決定) ○説明会のパンフレット・ポスター配布 ○政府広報被災地向けテレビ・ラジオ番組「政府からのお知らせ」にてガイドラインについて放送 ○ガイドライン活用に向けた取組を支援するため、ガイドラインの周知広報経費を計上(第3次補正予算0.2億円) ○ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用の見直しを決定((平成23年10月26日) ○ガイドライン運営委員会において、自由財産たる現預金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張すること等を公表((平成24年1月25日) ○被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインを含む被災者支援施策の周知広報に係る経費を計上(平成24年度予算6.8億円) ○申出及び申出に向けて登録専門家を紹介して準備中のものが合計で600件(平成24年4月20日現在)		
問い合わせ先		
○個人版私的整理ガイドライン運営委員会 TEL:0120-380-883 ウェブサイト: http://www.kgl.or.jp/		
○金融庁監督局総務課監督調査室 TEL:03-3506-6000(内線3852))(月～金 9:30～18:15 祝日を除く)		

②-1	自宅が被災した方への融資などの支援策があります。	
施策の概要		予算措置
○住宅金融支援機構による返済猶予等(既往債務対象) ≪概要≫ 住宅金融支援機構が、東日本大震災により被害を受けた方を対象に既往債務の返済猶予等の返済方法の変更を実施しています。		平成23年度 560億円 (1次補正) 1,507億円 (3次補正) ※②-2分も含む
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)
○承認件数:4,356件 ○変更契約件数:4,159件 ※いずれも平成24年3月末現在		
問い合わせ先		
お取引金融機関にお問い合わせ下さい。 URL http://www.jhf.go.jp/shinsai/index.html		

②-2	自宅が被災した方への融資などの支援策があります。	
施策の概要		予算措置
○住宅金融支援機構による災害復興住宅融資(新規融資対象) ≪概要≫ 住宅金融支援機構が、東日本大震災により被害を受けた住宅等について、再建や補修などを行う場合の融資を希望する方を対象に災害復興住宅融資を実施しています。		平成23年度 560億円(1次補正) 1,507億円(3次補正) ※②-1分も含む 平成24年度 539億円(当初)
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)
○申請受理件数:4,451件(うち、岩手県:303件、宮城県:2,702件、福島県:857件) ○融資実行件数:1,050件(うち、岩手県:90件、宮城県:574件、福島県:197件) ※いずれも平成24年3月末現在		
問い合わせ先		
○住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)0120-086-353(月～日9:00～17:00 祝日除く) ○参考HPアドレス ・ http://www.jhf.go.jp/shinsai/index.html		

③	県が行う住宅ローンに対する利子補給を支援します。		
施策の概要		予算措置	
○住宅ローンに係る利子補給制度 《概要》 被災県における利子補給制度にも活用可能な取崩し型復興基金の設置に対して、特別交付税を交付しました。		1,960億円 (特別交付税措置額)	
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)	
○岩手県では、新規ローン(新築・補修)及び既往ローンを対象とした利子補給制度を県の補正予算で手当て(予算規模:1億1,500万円、対象期間:5年間) ○宮城県では、既往ローンを対象とした利子補給制度を県の補正予算で手当て(予算規模:5億円、対象期間:5年間) ○福島県では、既往ローンを対象とした利子補給制度を県の補正予算で手当て(予算規模:5,100万円、対象期間:5年間)		○茨城県では、新規ローン(補修)を対象とした利子補給制度を県の補正予算で手当て(予算規模:3,200万円、対象期間:5年間)	
問い合わせ先			
-			